

# 訴 状

原告 〒332 埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

原告 〒332 埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

原告 〒332 埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

原告 〒332 埼玉県川口市東内野五十六番地の三十三 村松幹雄

被告 〒332 埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇 永瀬洋治

被告 〒336 埼玉県浦和市〇〇〇〇〇〇 池田建次

事件名 川口市県外視察賠償事件

訴訟価格 金95万円

印紙代 金 8,200 円

予納郵便券 金 8,480 円

## 請求の趣旨

- 一 被告等は川口市に対し、金七百六十三万八千八百四円と、これに対する本訴状送達の日から支払済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

## 請求の原因

一 原告等は肩書地に居住する川口市民であり、被告永瀬洋治は川口市長で本件支出負担行為者である。被告池田建次は川口市広報広聴課長で本件支出命令者である。

二 被告等は平成七年七月十日、十一日の二日間「全市合同特別町会長会議」を行い公金七百六十三万八千八百四円を支出した。

(甲一号証・・本件監査結果通知、川監収第四十号)

### 1 本件目的

- ① 全市合同特別町会長会議の一つとして、毎年七月に県外視察及び川口市コミュニティづくり推進協議会総会を兼ね一泊二日で開催している。
- ② 町会役員が無報酬であることからの『慰労』が目的。

### 2 本件出席者……合計二百二十九人。

町会長及び町会役員…二百十二人(百六十四町会)。

市長、議長・(各一人)……二人。

市職員……………十五人

### 3 本件旅行先

#### ① 七月十日

午後一時から二時……静岡県清水市内、海洋博物館、人体科学博物館。

午後三時から四時……会議、市から四点の連絡事項、川口市コミュニティづくり推進協議会総会。

午後六時から七時三十分…懇親会。

#### ② 七月十一日

静岡県焼津市内『さかなセンター』

山梨県下の『桃園』

#### 4 本件支出科目

広報広聴費…七百六十三万八千八百四円

議会費……………七万二千六百元

#### 5 本件支出根拠(甲二号証…川口市職員の旅費に関する条令)

川口市職員の旅費に関する条令第三条二項

### 三 本件支出の違法性

- 1 町会の実質的慰安旅行の費用全額を、市の公費で支出することは、被告等の市条令、地方自治法の関係法令等の違法、及び拡大解釈による脱法行為である。

#### ① 地方自治法第一条

民主的にして能率的な行政の確保、地方公共団体の健全な発達。

#### ② 地方自治法第二条三項二十(法人格と事務)

公共的団体等の活動の総合調整をすること。

#### ③ 地方自治法第二条十三項

その、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げなければならない。

#### ④ 地方自治法第百五十七条(公共的団体等の監督)

公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。

#### ⑤ 地方自治法第二百三十二条の二(寄付又は補助)

普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

⑥ 一般的に他の自治体は、上記条文を根拠にし、町会等に対し『補助金、寄付金』を支払っている。

⑦ しかし、被告等は、本件旅費、宿泊費、食費、懇親会費の全額を払うなど、社会通念を逸脱しているばかりか、違法、脱法行為である。

被告等の『川口市職員の旅費に関する条令第三条二項』(以下、旅費条令という)による本件支出は違法である。

- ① 旅費は職員の給与の一つであり、民間人を対象にしたものではない。
  - ② 民間人に『旅費』を支給できるのは、地方自治法第二百七条により『参考人、関係人』に限られる。
- \* 地方自治法第七十四条の三、第三項及び第百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係者。
- \* 地方自治法第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人。
  - \* 地方自治法第二百五十一条第六項により出頭した当事者及び関係人。
- \* 地方自治法第百九条第四項及び第百十条第四項の規定による公聴会に参加したもの。
- これらのものには、実費を支給することができる。
- ③旅費条令も当然、地方自治法に準拠している。
- ④被告等の『旅費条令第三条第二項』を根拠にする本件支出は、右理由により違法である。

3 上記、原告主張のごとく本件支出が違法である以上、被告永瀬洋治は公職選挙法第二百二十一条にも違反することになる。

①本件旅行が行なわれた当時、被告永瀬洋治は川口市の市長として四期日である。

②被告永瀬洋治は本件と同様の旅行を少なくとも五年前から行なっていた。

(甲三号証・過去五年間の本件同様の旅行先記録)

③つまり、前回市長選挙の前後に本件旅行と同じ旅行を行い、被告永瀬洋治の選挙に多大な影響を与える川口の多数の町会(町会の八十八%)の役員を同時に、一人三万円を越える利益供与をしたことになる。

4 原告等は、被告等に本件支出が許しがたい行為であるとし、平成八年五月二十九日、川口市監査委員に対し地方自治法第二百四十二条第一項に基づいて監査請求をした。

これに対し、同監査委員は、平成八年七月二十五日付けで原告等に対し監査請求は認められない旨を通知してきたが、原告等は上記、監査に不服である。

5 原告等は、地方自治法第二百四十二条の二、第一項第四号により、川口市に代位して告等に対し上記損害の賠償を求めるものである。

平成八年八月二十一日

原告 ○○○○

原告 ○○○○

原告 ○○○○

原告 村松幹雄

浦和地方裁判所御中

#### 証拠方法

##### 甲号書証

一号証…本件監査結果通知、川監収第四十号。

二号証…川口市職員の旅費に関する条令。

三号証…過去五年間の本件同様の旅行先記録。